

株式会社日野市企業公社情報公開に関する要綱

(平成21年 月 日制定 要綱第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、日野市情報公開条例(平成13年12月28日条例第32号。以下「情報公開条例」という。)の趣旨に基づき、株式会社日野市企業公社(以下「公社」という。)において情報公開を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「団体情報」とは、公社の役員又は従業員(以下「社員等」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、公社の社員等が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除くものとする。

2 この要綱において、「公開」とは、公社がこの要綱に基づき、団体情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(この要綱の解釈及び運用)

第3条 公社は、この要綱の解釈及び運用を、情報公開条例の趣旨にのっとり行うものとする。この場合において、公社は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をするものとする。

(適正な申出及び使用)

第4条 この要綱の定めるところにより、団体情報の公開を申し出ようとするものは、この要綱の目的に即して適正な申出に努めなければならない。

2 この要綱の定めるところにより、団体情報の公開を受けたものは、それによって得た団体情報を適正に使用しなければならない。

(公開の申出ができるもの)

第5条 何人も、この要綱の定めるところにより、公社に対して団体情報の公開を申し出ることができる。

(公開の申出方法)

第6条 団体情報の公開の申出(以下「公開申出」という。)をしようとするものは、公社に対して、次の各号に掲げる事項を記載した団体情報公開申出書

(第1号様式)(以下「公開申出書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公開を申し出る団体情報の名称その他当該団体情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公社が定める事項

2 公社は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの(以下「公開申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、公社は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

(団体情報の原則公開)

第7条 公社は、公開申出があつたときは、公開申出に係る団体情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該団体情報を公開するものとする。

(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)又は役職員(以下「公務員等」という。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名については、公にすることにより当該公務員等個人の権利利益を害するおそれがある場合は、公開しないことができる。

(3) 法人その他の団体(日野市及び公社自身を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するため公にすることが必要であると認められる情報
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 公社並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 公社並びに国及び地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社又は国若しくは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- (オ) 公社が行う経営または業務に関する情報であって、株主及び債権者の利益を及ぼすおそれ(株式会社の場合、必要に応じて加える。)
- オ(カ) アからエ(オ)までに掲げるもののほか、当該業務の性質上、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
- (7) 公社及び公開申出者以外のもの(以下「第三者」という。)が、公社の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(団体情報の部分公開)

第8条 会社は、公開申出に係る団体情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開するものとする。

2 公開申出に係る団体情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 会社は、公開申出に係る団体情報に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開申出者に対し、当該団体情報を公開することができる。

(団体情報の存否応答拒否)

第10条 会社は、公開申出に対し、当該公開申出に係る団体情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該団体情報の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第11条 会社は、公開申出に係る団体情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定(以下「公開決定」という。)をし、公開申出者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を団体情報公開決定通知書(第2号様式)又は団体情報部分公開決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 会社は、公開申出に係る団体情報の全部を公開しないとき(前条の規定により公開申出を拒否するとき及び公開申出に係る団体情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を団体情報非公開決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(理由付記等)

第12条 会社は、前条各項の規定により公開申出に係る団体情報の全部又は一部を公開しないときは、公開申出者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示すものとする。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものとする。

- 2 公社は、前項の場合において、公開申出に係る団体情報が、期間の経過によりその全部又は一部を公開することができる時期が明らかであるときは、その時期を公開申出者に通知するものとする。

(公開決定等の期限)

第13条 第11条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開申出があった日の翌日から起算して14日以内にするものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 公社は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開申出があった日の翌日から起算して28日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、公社は、公開申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を団体情報公開決定等期間延長通知(第5号様式)により通知するものとする。
- 3 公開申出に係る団体情報が著しく大量であるため、公開申出があった日の翌日から起算して28日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、公社は、公開申出に係る団体情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの団体情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、公社は、第1項に規定する期間内に、公開申出者に対し、次に掲げる事項を団体情報公開決定等期間特例延長通知書(第6号様式)により通知するものとする。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの団体情報について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第14条 公社は、公開申出に係る団体情報に第三者に関する情報が記録されているときは、公開決定等に先立ち、当該情報に係る第三者に対し、公開申出に係る団体情報の表示その他会社が定める事項を意見照会書(第7号様式)により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開申出に係る団体情報の表示その他会社が定める事項を意見照会書(第7号様式)により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている団体情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ、同条第3号ただし書又は同条第7号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている団体情報を第9条の規定により公開しようとするとき。

- 3 公社は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該団体情報の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開をする日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、公社は、公開決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開をする日を公開決定に係る通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(団体情報の公開の方法)

- 第15条 公社は、第11条第1項の規定により公開決定したときは、速やかに公開申出者に対し当該団体情報を公開するものとする。
- 2 団体情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る。)により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して公社が定める方法により行う。
- 3 前項の閲覧又は視聴の方法による団体情報の公開にあつては、公社は、当該団体情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該団体情報の写しによりこれを行うことができる。

(費用の負担)

- 第16条 この要綱に基づき団体情報の写しの交付を行う場合における当該団体情報の写しの作成及び送付に要する費用は、公開申出者の負担とする。

(異議の申出)

- 第17条 公社が行った公開決定等について不服があるものは、公社に対し、書面により異議の申出をすることができる。
- 2 前項の異議の申出は、公開決定等があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
- 3 公社は、第1項の異議の申出があった場合は、当該異議の申出の対象となった公開決定等について再度の検討を行った上で、当該異議の申出についての回答を書面によりするものとする。
- 4 前項の回答をするに当たっては、公社は、当該異議の申出が第2項の期間の経過後になされたものである等明らかに不適切なものである場合を除き、日野市の公社を所管する実施機関に対して当該異議の申出について報告をし、当該異議の申出についての日野市の公社を所管する実施機関から意見を聴いた上、これを尊重して回答するものとする。

(第三者からの異議の申出を棄却する場合等における手続)

- 第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をす

る場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの異議の申出を却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議の申出に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る団体情報を公開する旨の決定(第三者が当該団体情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報の公表)

第19条 公社は、市民に対して、公社に関する正確で分かりやすい情報を積極的かつ迅速に公表するよう努めるものとする。

(団体情報の管理)

第20条 公社は、団体情報を適正に管理するものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年 月 日から施行する。